修善寺町外３町合併協議会財務規程

（趣旨）

第１条　この規程は、修善寺町外３町合併協議会規約第16条の規定に基づき、修善寺町外３町合併協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（歳入歳出予算）

第２条　協議会の予算は、修善寺町、土肥町、天城湯ヶ島町及び中伊豆町（以下「関係町」という。）の負担金、国県支出金及び繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

２　協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議に諮り、その承認を得なければならない。

３　会長は、前項の規定により予算が協議会の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに関係町の長に送付しなければならない。

４　協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

（予算の補正）

第３条　会長は、協議会の既定予算に補正の必要が生じた場合は、これを調製し、協議会の会議に諮り、その承認を得なければならない。

２　前項の規定により補正の予算が協議会の会議の承認を得たときは、当該補正予算の写しを速やかに関係町の長に送付しなければならない。

（歳入歳出予算の区分）

第４条　歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第１のとおりとする。

２　歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第２のとおりとする。

３　当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第１及び別表第２に定める以外の項及び目を定めることができる。

（出納及び現金の保管）

第５条　協議会の出納は、会長が行う。

２　協議会に属する現金は、関係町の長が協議して定める銀行その他の金融機関に、これを預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第６条　会長は、協議会の事務局職員の中から協議会の出納員を命ずることができる。

２　協議会の出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務をつかさどる。

３　会長は、出納事務の一部を協議会の出納員に委任することができる。

（予算の流用及び予備費の充当）

第７条　歳出予算の流用及び予備費の充当は、修善寺町の例により行うものとする。

２　会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、協議会の会議で報告しなければならない。

（決算等）

第８条　会長は、毎会計年度終了２か月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の認定を得なければならない。

２　会長は、前項の規定により、決算の認定を得たときは、当該決算書の写しを関係町の長に送付しなければならない。

（収入及び支出の手続）

第９条　協議会の予算に係る収入及び支出の手続は、別に定める様式によりこれを行うものとする。

２　協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊等を備え、出納の管理を行うものとする。

⑴　予算差引簿

⑵　前号に掲げるもののほか、必要な簿冊等

（補則）

第10条　この規定に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

１　この規程は、平成１５年１月１日から施行する。

２　平成14年度については、第２条第２項中「年度開始前に」とあるのは「第１回の」と読み替えるものとする。

３　会長は、この規程の施行日以降第１回協議会の開催日前までの間において、収入すべき歳入の調定及び執行すべき事務に係る費用の支出をすることができるものとする。

別表第１（第４条関係）

歳入予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
１　負　担　金	１　負　担　金	１　負　担　金
２　国県支出金	１　国県支出金	１　国庫支出金
		２　県 支 出 金
３　繰　越　金	１　繰　越　金	１　繰　越　金
４　諸　収　入	１　諸　収　入	１　預 金 利 子
		２　雑　　入

別表第２（第４条関係）

歳出予算の款項の区分及び目の区分

款	項	目
１　総　務　費	１　総務管理費	１　事 務 局 費
２　事　業　費	１　事業推進費	１　会　議　費
		２　調査研究費
		３　広報広聴費
３　予　備　費	１　予　備　費	１　予　備　費